平成２３年（フ）第１２８８号
神戸市北区広陵町４丁目20番地の２
債務者　田中　隆年
1　決定年月日時　平成24年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　遠藤　創史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月20日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年６月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１７６号
兵庫県西宮市南越木岩町６番20―203号
債務者　三須磨晶彦
1　決定年月日時　平成24年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　籔内　正樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月21日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第５６号
愛知県西尾市東幡豆町下側内35番地１、従前の住所愛知県蒲郡市神ノ郷町大宮後39番地１
債務者　鈴木東太郎
1　決定年月日時　平成24年４月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　正純
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月27日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年６月13日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第６４２号
神奈川県高座郡寒川町一之宮３丁目17番11号
債務者　武富　啓充
1　決定年月日時　平成24年４月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　千歳　博信
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月18日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３６０号
京都市伏見区大津町719番地プランドール曽我201号
債務者　吉田　一夫
1　決定年月日時　平成24年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新井玲央奈
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月４日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第８号
熊本県山鹿市鹿本町来民1498番地５
債務者　森山三千代
1　決定年月日時　平成24年４月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原　　彰宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月22日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年６月21日まで
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２４年（フ）第６２号
熊本市南区富合町上杉232番地14
債務者　島田　理香
1　決定年月日時　平成24年４月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原田　信輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月５日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年７月４日まで
熊本地方裁判所民事第１部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第１７号
広島県呉市阿賀南５丁目５番20号
債務者　友池　隆行
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２４年（フ）第２５号
広島県呉市宮原５丁目３番16号
債務者　中山　哲三
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２４年（フ）第７６号
北海道久遠郡せたな町北檜山区太櫓134番地３
債務者　坂本　剛紀
1　決定年月日時　平成24年４月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第１８５５号
埼玉県上尾市大字上尾村1269番地１　向原宿舎２―103
債務者　當銘　　隆
1　決定年月日時　平成24年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第３４７号
さいたま市桜区町谷３丁目17番22号　コーポ佐野203号
債務者　中場実穂子（旧姓椎名）
1　決定年月日時　平成24年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第４２８号
埼玉県川口市幸町２丁目11番８号　ブルジョン６―303号
債務者　黒沼　功次
1　決定年月日時　平成24年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１６号
福岡県大牟田市田端町４番地　パナハイツタナカ201号
債務者　浜崎純子又は浜﨑純子こと　濱﨑　純子
1　決定年月日時　平成24年３月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２４年（フ）第４号
北海道室蘭市中島町１丁目17番16号、前住所北海道室蘭市大沢町１丁目17番２号
債務者　初代らーめん工房こと　本間　智也
1　決定年月日時　平成24年４月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２４年（フ）第３１号
北海道室蘭市中島町３丁目７番16号、前住所北海道室蘭市中島町１丁目16番16―302号
債務者　中田　千歳
1　決定年月日時　平成24年４月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２４年（フ）第３８号
北海道室蘭市母恋北町１丁目２番20―403号
債務者　大島　昌子
1　決定年月日時　平成24年４月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係